

神戸市交通局 I C O C A 乗車券取扱規程高速鉄道取扱細則

平成 29 年 3 月

高速鉄道部長 決定

(適用範囲)

第1条 神戸市交通局 I C O C A 乗車券取扱規程（平成29年3月交規程第12号。以下「規程」という。）の規定に基づく本市高速鉄道に係る乗客の運送及びその取扱いについては、規程によるほか、この細則に定めるところによる。

2 この細則に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。）、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則（昭和52年高速部長決定）、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車券取扱規程（平成14年6月交規程第6号。）、神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程（平成18年9月交規第3号。という。）、神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程高速鉄道取扱細則（平成18年参事（運輸・サービス担当）決定という。）、神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程（昭和52年2月交規程第45号）の規定に定めるところによる。

(小児 I C O C A 紛失再発行の取扱い)

第2条 規程第14条の規定により、小児 I C O C A の紛失による再発行を行う場合、乗客は I C O C A 乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 規程第14条第4項の規定により、デポジットの返却を請求する際には、乗客は I C O C A 乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を提出しなければならない。

(I C O C A 及び小児 I C O C A 障害再発行の取扱い)

第3条 規程第16条の規定により、I C O C A 及び小児 I C O C A の障害による再発行を行う場合、乗客は当該 I C O C A 又は小児 I C

OCA及びICOCA乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を提出しなければならない。

（小児ICOCA払戻しの取扱い）

第4条 規程第17条の規定により、小児ICOCAの払戻しを行う場合、乗客は、ICOCA乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を提出しなければならない。

（ICOCA定期券発行替の取扱い）

第5条 ICOCA定期券を磁気定期券等に発行替えしたため、定期券機能を消去したICOCAが不要となった場合は、SF残額（10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。）の払戻しを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が手数料額である220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額については請求しない。

- 2 前項の規定により払戻しを行う場合、デポジットを返却する。
- 3 第1項の発行替えを行うことができるICOCA定期券は、本市で発売されていることが確認できる場合に限る。

（ICOCA定期券紛失再発行の取扱い）

第6条 規程第22条の規定により、ICOCA定期券の紛失による再発行を行う場合、乗客はICOCA乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を各駅窓口に提出しなければならない。

- 2 規程第22条第4項の規定により、デポジットの返却を請求する際には、乗客はICOCA乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を提出しなければならない。

（ICOCA定期券障害再発行の取扱い）

第7条 規程第24条の規定により、ICOCA定期券の破損等による再発行を行う場合、乗客は当該ICOCA及びICOCA乗車券（払戻、紛失・障害再発行）申込書を提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。